

第4章

情報化基盤の整備

4-1 情報化基盤の整備の必要性

(1) 地域情報基盤整備網

地域における情報通信網は、都市市街地など人口集積地域においては、民間資本による高速・大容量のサービスが複数展開されています。投資効果の低い、いわゆる情報過疎地などは、民間による整備が望めないことから、行政による整備が必要となっています。

このことから本郷・久井地域については農林水産省の補助事業により、また、大和地域・幸崎地域についても高速通信網が、各家庭まで整備されつつあります。旧三原市周辺部においても高速通信網の整備について、行政がどこまで行うべきかなど役割分担を含め、検討する必要があります。

また、民間情報網が発達している市街地では、現在、三原テレビ放送㈱がサービスを展開しており、今後、二重投資にならないように、エリア拡張や有効活用が求められます。

(2) 地域公共ネットワーク

地域情報の高度化を実現するためには、地域の情報通信基盤を確保する必要があります。

主要公共施設間を結ぶ通信網は、整備年次が古いものから順次整備し、近年の情報環境に適した高速通信基盤を確保する必要があります。

4-2 地域情報基盤の整備

(1) 地域情報基盤の整備方法

放送は、テレビの普及率がほぼ100%であり、インパクトのある映像情報をリアルタイムに提供できるため、地域情報化のツールとして最適と考え、本市では、放送と通信を融合した光ファイバー網により、情報基盤を整備します。また、これを利用することで、あわせて次の問題を解決することができます。

難視聴地域の解消

市周辺部では、テレビ・ラジオ放送の難視聴地域が点在しており、テレビ放送

については地域ごとに共同受信施設を設置して対応しています。しかし、老朽化した設備の更新時期を向かえている施設が多いため、ケーブルテレビに切り替えることで、新たな設備投資をすることなく、良質な画質で多チャンネルテレビ番組を視聴することができるようになります。

地上波デジタル放送の対応

平成18年(2006年)10月には広島県の一部で地上波デジタル放送が開始されます。本市でも、平成19年(2007年)に一部地域で開始され、平成22年(2010年)までに順次整備されます。今回整備する地域情報通信網は、この地上波デジタル放送に対応します。

市内全域に高速通信サービスを提供

本市では、本郷・久井地域ですでに公営によるCATV・高速通信サービスをしており、大和地域においても高速通信網を整備します。

一方、旧三原市域においては、民間事業者の高速通信網が発達し情報先進地域になっている地域とそうでない地域が混在しています。民間事業者がサービスの提供を予定していない地域については、ケーブルテレビ網を整備することで、全市域で均一な高速通信サービスを提供することができます。これにより情報格差の解消につながります。

行政情報の提供

市民生活・生涯学習・産業・農業・防災情報等の行政情報は、ケーブルテレビ(自主放送チャンネル・三原テレビ放送(株)借上げチャンネル)を活用し提供します。なお、情報は、従来ともすれば行政が住民に伝達する一方向になりがちですが、住民からの情報提供が可能で住民参画の協働による情報環境を作っていきます。

本郷・久井・大和地域では、行政情報取得装置を活用し災害時の緊急放送や地域コミュニティ情報などを提供していきます。

(2)情報の区分と受益者負担

情報には、行政情報のように全住民が知ることが望ましいものと、テレビ・インターネットに代表されるように、個人の嗜好によって必要性が異なるものがあります。このうち、前者は行政が負担し、後者は受益者負担を原則とします。

4-3 行政情報基盤の整備

現在1.5Mbps程度で構築している地域公共ネットワークを再構築し、行政情報通信網を確立するための基盤として、地域公共ネットワークを整備します。

地域公共ネットワークの整備方法

自営線，三原テレビ放送(株)の貸出線による構築

地域公共ネットワークの維持管理費を低減するために、三原市及び三原テレビ放送(株)が整備する光ファイバーケーブルを利用し、旧三原市内の地域公共ネットワークを再構築します。

本郷・久井・大和地域の地域公共ネットワークとの接続

本郷地域・久井地域・大和地域(一部はこれから予定)の地域公共ネットワークのインフラ網と旧三原市が整備したインフラ網を自営線にて接続し、本市の地域公共ネットワークを構築します。

各公共施設の高速伝送路の確保

各公共施設間を接続する地域公共ネットワーク網を見直し、高速伝送路を構築します。

